

訪問看護サービス契約書

____様（以下「ご利用者」という）また、ご利用者のご家族等代理人をあわせて「ご契約者」という）と『訪看リハビリステーションいまひら』（以下「事業者」という）は、介護保険に規定される訪問看護及び介護予防訪問看護、ならびに医療保険に規定される指定訪問看護（以下「訪問看護サービス」という）の利用に関して次のとおり契約を結びます。

第1条（目的）

事業者は、関係法令及びこの契約書に従い、ご利用者がある能力に応じて、居宅において可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、ご利用者の療養生活を支援し、心身の機能の及び生活能力の維持回復を目指すことを目的として訪問看護サービスを提供します。

第2条（契約期間）

1. この契約の期間は、契約締結日からご利用者の要介護認定の有効期限満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前にご利用者が要介護状態区分の変更認定を受けた場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。
2. ご利用者が要介護認定を受けておらず、医療保険を適用して訪問看護サービスの提供を受ける場合の契約の期間は、契約締結日より1年間とします。
3. 契約期間満了日の7日前までに、ご契約者から事業者に対して契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。自動更新後の契約期間は、前1項2項に準ずるものとします。
4. 次のいずれかの事由が発生した場合には、この契約は終了します。
 - ① ご契約者と事業者の協議により、居宅サービス計画（介護予防サービス計画を含む）又は訪問看護計画における目標を達成したと判断されるとき。
 - ② ご利用者が介護保険施設や医療施設等へ入所または入院したとき。
 - ③ ご利用者が死亡したとき。
 - ④ ご契約者が第13条により契約を解除したとき。
 - ⑤ 事業者が第14条により契約を解除したとき。

第3条（運営規程の概要）

事業者の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、訪問看護サービスの内容等）、職員の勤務体制等は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

第4条（主治医との関係）

1. 事業者は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、ご利用者の主治医より「訪問看護指示書」の交付を受けます。
2. 事業者は、主治医に対し毎月「訪問看護計画書」及び「訪問看護報告書」を提出し、主治医との密接な連携を図ります。
3. ご利用者の病状の変化などにより頻回の訪問看護が必要な場合、事業者は主治医より「特別訪問看護指示書」の交付を受け訪問看護サービスを提供します。

第5条（地域包括支援センター・居宅介護支援事業者との連携）

1. 事業者は、地域包括支援センター・居宅介護支援事業者より、居宅サービス計画または介護予防サービス計画（以下ケアプラン）を受けて、訪問看護サービスを行います。
2. 事業者は、ご契約者が依頼する地域包括支援センター・居宅介護支援事業者に対し、毎月、「訪問看護計画書」及び「訪問看護報告書」を提出し、密接な連携に努めます。

第6条（訪問看護の内容）

1. 事業者は、訪問看護サービスを提供するにあたり、ご契約者に訪問看護の提供日、内容、適用される保険の種類（介護保険、医療保険）について説明します。
2. 事業者は主治医の指示、ケアプラン、ご利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、訪問看護計画を作成し、訪問看護サービスを実施します。訪問看護の実施にあたってご利用者の状況等に変化があった場合、必要に応じて訪問看護計画の変更を行います。
3. 事業者は、訪問看護計画を作成しまたは変更した際には、これをご契約者に対し説明するものとします。
4. 看護職員等は、ご利用者の居宅を訪問し、医師の指示に基づき行なう医療処置や医療機器の管理、療養上の世話、生活行為向上の観点に立った作業療法や理学医療法等を行ないます。
5. 事業者は、訪問看護の提供にあたり、ケアマネージャーおよび保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と密接な連携をとるよう努めます。
6. ご契約者は、事業者がご利用者のための訪問看護サービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力をするよう努めます。

第7条（訪問看護サービスの記録・保存）

1. 事業者は、ご利用者の訪問看護サービスの実施状況等に関する記録を整備し、契約終了の日から5年間保存します。
2. ご契約者は、訪問看護サービスの提供記録について、事業者に対し所定の申込み手続きのうえ、開示請求を行うことができます。記録の閲覧等は事業者の業務に支障のない時間に行うこととします。

第8条（身分証携帯義務）

事業者の職員は常に身分証を携帯し、ご契約者から提示を求められたときは、これをいつでも提示します。

第9条（緊急時の対応）

事業者は、訪問看護サービスの提供中にご利用者に容態の急変が生じた場合、速やかに臨時応急の手当てを行い、主治医に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

第10条（料金）

1. 事業者は、あらかじめご契約者に対し、当該サービスにかかる料金について説明します。
2. ご契約者には、事業者に対し、訪問看護サービスの対価として「重要事項説明書」および「料金表」に定める利用料金をもとに、月ごとに算定された自己負担金をお支払いいただきます。
3. 事業者が提供する訪問看護サービスが介護保険または医療保険の適用を受けない場合は、利用料の全額がご契約者の自己負担となります。
4. ご利用者の居宅が通常の事業の実施区域外にあるときは、交通費の実費がご契約者の負担となります。
5. 保険適用のサービスについては非課税です。自費にて提供されるサービスの利用料金については、10%の消費税が課税されます。

第11条（利用料の変更）

1. 契約期間中に、訪問看護サービスの料金を定めている関係法令が変更になった場合には、改定後の利用料金が適用されます。
2. 事業者は、関係法令により定められた料金以外について、訪問看護サービスの利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、30日前までにご契約者に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。

第 12 条（自己負担金の滞納）

ご契約者が、正当な理由なく事業者を支払うべき料金を 30 日以上滞納した場合において、事業者が滞納額を支払うように催告したにもかかわらず、全額の支払いがないときは、事業者は支払いがあるまで訪問看護の一部または全部の提供を一時停止することができます。

第 13 条（ご契約者の契約解約権）

ご契約者は、7 日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。ただし、ご利用者の病状の急変、急な入院等やむを得ない事情がある場合や、事業者が契約を継続しがたい不当な行為を行った場合は、通知による予告期間なくこの契約を解除することができます。

第 14 条（事業者の契約解約権）

1. 事業者は、やむを得ない事情によりサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、30 日以上以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。
2. 事業者は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって、主治医、ご利用者の居宅サービス計画または介護予防サービス計画を作成した地域包括支援センター・居宅介護支援事業者、関連公的機関等と協議し、必要な援助を行います。
3. 次の事由に該当する場合は、事業者は通知による予告期間なくこの契約を解除できます。
 - ① ご契約者が事業者を支払うべき料金を 30 日以上滞納し、事業者の催告にも関わらず全額の支払がない場合
 - ② ご契約者が、事業者に対し契約を継続しがたい不当な行為を行った場合

第 15 条（秘密保持）

1. 本契約の締結にあたり、事業者は、ご契約者の個人情報の取扱いについて説明し、ご契約者の同意を求めます。
2. 事業者およびその職員は、正当な理由がない限り、サービス提供にあたって知り得たご契約者の秘密を第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は契約終了後および従業員退職後も同様です。
3. 事業者は、ご利用者のサービスを実施していくにあたり、関連する医療機関、介護サービス事業者、市町村などの公的機関、代理人等へ必要な個人情報の提供を行います。情報提供の具体例は「重要事項説明書」に記載のとおりです。
4. ご契約者に関する個人情報を、前項以外の目的外利用または第三者提供において用いる場合には、ご利用者または代理人ご家族に使用目的等を説明し、同意があった場合のみ使用します。

5. 4項における情報の使用を拒否したことにより、ご契約者が不利益を被ることは一切ありません。

第 16 条（賠償責任）

1. 事業者は、訪問看護サービスの提供にあたって事故が発生した場合には、速やかにご契約者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
2. 前項において、事故によりご契約者の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、事業者はその損害を賠償します。ただし、事業者に故意過失がない場合はこの限りではありません。
3. 前項の場合において、当該事故発生につきご契約者に過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

第 17 条（苦情対応）

事業者は、苦情対応の責任者、担当者およびその連絡先を明らかにし、事業者が提供した訪問看護サービスについてご契約者から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。苦情の窓口等は「重要事項説明書」記載のとおりです。

第 18 条（ご利用者代理人）

1. ご利用者は、ご家族等代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。
2. 事業者は、ご利用者本人がその心身の状態から契約に関する権利の行使や義務の履行が困難と判断される場合は、代理人の選任を求めることができます。

第 19 条（裁判管轄）

この契約に関して訴訟の必要が生じたときは、ご利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることに予め合意します。

第 20 条（契約外条項）

この契約に定めのない事項については、諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議により定めます。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、ご利用者または代理人、事業者がそれぞれ署名押印の上、ご利用者または代理人、事業者が各 1 通ずつ保有します。身元保証人は写しを保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

【ご契約者】

(ご利用者)

住所 _____

氏名 _____

(代理人)

住所 _____

氏名 _____

(ご利用者との関係 _____)

【事業者】

所在地 〒924-0827 白山市今平町 429 番地

名称 合同会社M－p r o j e c t

『訪看リハビリステーションいまひら』

(介護保険事業所番号 1762291175)

代表 光田 雅人